

別記様式1（2の（2）関係）

指定栽培施設リスト（指定）

指定施設番号	設置場所	所有者名	指定年月日	施設内トラップ 番号	野外トラップ 番号

指定栽培施設リスト（取消）

指定番号	設置場所	所有者名	取消年月日

別記様式2（3の（3）関係）

トラップ調査の記録

トラ ップ 番号	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	設 置 場 所	誘引剤の 交換 年月日	調査年月日 発見状況	備考

別記様式3（3の（3）関係）

生果実調査の記録

整理 番号	調査 場所	検疫監視地域 指定生産地域 指定栽培施設 の区分	調査年月日 調査果実品目 結果	備考

別記4

こん包施設におけるトラップ調査（実施細則4の（2）における措置）

- (1) こん包施設が指定栽培施設に接続するが、別空間として区切られている場合、又は指定生産地域内に存在し、指定栽培施設に近接する場合は、使用期間中、こん包施設内に1トラップ以上設置すること。
- (2) こん包施設が指定生産地域外に存在する場合は、5月から10月までの間、こん包施設の周囲半径1.2km 以内の地域に1.5km²キロメートル当たり1トラップ以上設置すること。
- (3) (2)のこん包施設に生果実を輸送する場合にあつては、密閉型コンテナ等に收容する等、生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置をとること。

別記5

チチュウカイミバエが発見された場合の必要な改善措置

- (1) 検疫監視地域においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の（1）のイにおける措置）

実施細則3の（1）及び（2）の検疫監視地域における発生調査において、検疫監視地域内の Merwede Harbor、 Spaanse Polder、 Baren drecht Auction の各地域のうち1地域において、最初のミバエ発見時から4週間以内に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① 3頭目の発見日から1週間以内に、実施細則3の（1）のエの指定生産地

及び指定栽培施設内に設置されているすべてのトラップを確認すること。

② ①の調査期間中に実施細則3の(1)の調査が実施される場合は、併せて実施することができる。

③ 実施細則7の(1)のアにおいて、日本国植物防疫機関に通報する情報は次のとおりとする。

ア 発見されたチチュウカイミバエの態、齢及び性別

イ 発見頭数

ウ 発見年月日

エ 発見場所(地域名、発見地点周辺の縮尺1/50,000程度の地図)

オ 発見された寄主植物名又は誘殺されたトラップ番号

カ チチュウカイミバエであると判定した日(以下、「同定日」という。)

キ 前回の調査日

(2) 指定生産地域においてチチュウカイミバエが発見された場合(実施細則7の(2)における措置)

実施細則3の(1)の指定生産地域における発生調査において、チチュウカイミバエが発見された場合はオランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。なお、実施細則7の(2)において、オランダ植物防疫機関により、日本国植物防疫機関に通報する情報は、(1)の③のとおりとされた。

① チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合

指定生産地域において、チチュウカイミバエが1頭又は2頭発見された場合には、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 植物検疫証明書の発行停止

チチュウカイミバエの発見後、直ちに発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に存在する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲に位置する指定栽培施設及びこん包施設からの日本向けの荷口に関する植物検疫証明書の発行を停止すること。

イ トラップ調査

(ア) 同定日から起算して2日以内にチチュウカイミバエの発見地点(2頭発見された場合はその中間地点)から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内に48個のトラップを追加設置すること(5月~10月)。

- (イ) (ア)の範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。
- (ウ) (ア)で追加設置されたトラップ並びに(イ)の範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

ウ 生果実調査

同定日から起算して2日以内に、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。ただし、複数のトラップにおいてチチュウカイミバエの発見があり、それぞれの発見のあった地点間が1.2km以上離れる場合は、それぞれの発見のあった地点から半径2.4kmの範囲内の野外及び栽培施設内に存在するチチュウカイミバエの寄主植物について生果実調査を実施すること。なお、生果実調査は、採取した生果実を切開してチチュウカイミバエの寄生の有無を確認する方法により行うこと。

エ 植物検疫証明書の発行停止期間

アの植物検疫証明書の発行の停止は、厳冬期（12月から1月末まで）の終期である1月末までの措置とし、2月以降は、当該措置を解除すること。

オ イ及びウの調査の際にチチュウカイミバエが発見された場合の措置

イのトラップ調査又はウの生果実調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

② チチュウカイミバエが合計3頭又はそれ以上発見された場合

① において最初のチチュウカイミバエの発見日から起算して4週間以内に、最初に発見のあった地点から半径1.2kmの範囲内において、合計3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

ア 3頭目の同定日から起算して2日以内に、最初のチチュウカイミバエの発見のあった地点から半径1.2kmから2.4kmの範囲内に72個のトラップを追加設置すること（5月～10月）。

イ アの範囲が他にチチュウカイミバエの発見のあった地点と重複する場合は、重複した範囲に設置されたトラップを共有することができる。

ウ アで追加設置されたトラップ並びに及びアの範囲内の指定栽培施設及びこん包施設に設置されたトラップの調査は、1週間に1回以上行うこと。

エ アのトラップの増設は、アの3頭目の発見日から4週間、チチュウカイミバエの発見がないことを確認するまでの間とすること。

オ ウのトラップ調査の際に指定栽培施設内においてチチュウカイミバエが発見された場合は、(3)により対応すること。

③ 一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが発見された場合

指定生産地域において、一度に3頭又はそれ以上のチチュウカイミバエが

発見された場合は、①及び②の措置を併せて実施すること。

(3) 指定栽培施設内又は輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合（実施細則7の(2)における措置）

実施細則3の(1)の指定栽培施設内におけるトラップ調査、実施細則3の(2)のイ、上記(2)のウの生果実調査及び実施細則1の(2)の輸出検査において、チチュウカイミバエが発見された場合は、オランダ王国植物防疫機関により、次の措置が講じられることとされた。

- ① チチュウカイミバエの発見後、直ちにすべての日本向けの荷口に対する植物検疫証明書の発行を停止すること。
- ② 日本側植物検疫機関と協議の上、チチュウカイミバエが付着した原因について調査すること。
- ③ ②の調査の実施後、直ちにその結果を日本国植物防疫機関に報告すること。
- ④ ①の植物検疫証明書の発行の停止は、③の調査の結果により原因が判明し、必要な改善策が講じられたことが日本国植物検疫機関に認められるまでの間とすること。

(4) 輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合（実施細則8における措置）

実施細則8の(4)の輸入検査においてチチュウカイミバエが発見された場合には、日本国植物検疫機関は次による措置を行うものとする。

- ア 当該荷口全量の廃棄又は返送を命ずること。
- イ 直ちに輸入検査を中止すること。
- ウ オランダ植物防疫機関に対し、ア及びイの措置について通知すること。
- エ オランダ植物防疫機関に対し、植物検疫証明書の発給の停止、チチュウカイミバエが付着した原因について調査の実施並びにその調査報告書の提出及び必要な改善策の提案を求めること。
- オ イの輸入検査の中止は、エの調査により原因が判明し、必要な改善策が講じられたと認められるまでの間とすること。